

2019年 11月 7日

No. 505



山田 良平
3分間
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



10月1日から相続税のe-Taxがスタート

本年10月1日から、相続税申告のe-Taxがスタートしました。対象となるのは令和元年分の申告からです。つまり、2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した人の申告が対象となります。

税理士が代理送信をする場合、最大9名分の申告書をまとめて送信することが可能となるほか、1) 納税者の電子署名を省略できる、2) マイナンバー制度に関する書類を省略できる、3) 申告書の控えなどをデータで管理できる、などメリットがてんこ盛りです。同時に、電子申告の際にイメージデータで提出できる添付書類の範囲が拡大しました。

これまで、e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合は、法令上提出する必要がある添付書類に限り、イメージデータ（PDF形式）による提出が可能でしたが、10月1日以降は、相続税申告、贈与税申告、申請・届出等（法人税関係）について、法令上提出する必要がある書類に加え、税務署から提出をお願いするとされている書類の一部についても、イメージデータによる提出が可能となりました。

ここでいう「税務署から提出をお願いするとされている書類の一部」とは、遺言書や遺産分割協議書の写し、葬式費用の領収証の写し（相続税）、財産の評価に関する書類（相続税・贈与税）、異動届出書に添付する定款等の写し（法人税関係）などをいいます。